

小児慢性特定疾病 指定医について

1 小児慢性特定疾病指定医の要件

○診断又は治療に5年以上（臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であって、次のいずれかに該当、かつ、小児慢性特定疾病に関する医療意見書を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者。

- ① 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。
- ② 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が行う研修を修了していること。

※平成29年3月31日までの間に限り、①又は②に掲げる要件を満たしていない医師であっても、平成27年1月1日において診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師であって、これまでに小児慢性特定疾患治療研究事業に係る診断書の作成や治療を行った実績があるなどの経験を有する者は申請できる。ただし、当該小慢指定医であることを保持し続けるためには、平成29年3月31日までに小慢指定医育成研修を修了しなければならない。当該研修を平成29年3月31日までに修了しなかった場合には、当該小慢指定医の指定については、平成29年4月1日以降その効力を失う。

2 小児慢性特定疾病指定医の職務

○小児慢性特定疾病の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が児童福祉法第6条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書を作成すること。なお、小児慢性特定疾病指定医が患者の医療意見書を作成する際は、当該指定医番号を当該医療意見書に記載しなければならない。

○法第21条の4第1項の規定に基づき国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うこと。

3 指定の効力

○小児慢性特定疾病指定医は、指定通知書に記載された「勤務先の医療機関」でのみ、小児慢性特定疾病の医療意見書を作成することができる。

4 指定の有効期間

○小児慢性特定疾病指定医の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経

過によって、その効力を失う。なお、指定通知書の有効期間が切れた後、小児慢性特定疾病指定医として行った医療意見書の作成等の行為は取り消し得るものとなる。

5 申請事項の変更届出

○本市内に所在地がある医療機関に勤務し、大分市長が指定する小児慢性特定疾病指定医は、指定申請書に記載した事項のうち、下記の事項について変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、変更のあった日から10日以内に大分市長に届け出なければならない。

- ①氏名
- ②居住地
- ③連絡先
- ④医籍の登録番号及び登録年月日
- ⑤担当する診療科名
- ⑥医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

6 指定の辞退

○小児慢性特定疾病指定医は、60日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

7 指定の取り消し

○大分市長は、大分市長が指定する小児慢性特定疾病指定医について、医療意見書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他小児慢性特定疾病指定医として著しく不相当と認められるときは、その指定医の指定を取り消すことができる。

8 小児慢性特定疾病指定医の公表事項

○大分市長が指定する小児慢性特定疾病指定医については、本市のホームページで下記の事項を公表する。

- ① 指定医の氏名
- ② 勤務先の医療機関名
- ③ 担当する診療科